

後見センターレポート vol.20 (令和元年7月)



かーくん

後見制度支援預貯金の取扱金融機関が増えています。

後見センターでは、平成30年6月から、後見制度支援信託と同様の本人財産の保護を簡易・確実に行うための仕組みである後見制度支援預金を利用する運用を行っています（後見制度支援預金の基本的な仕組みにつきましては、後見センターレポート Vol.18をご参照ください。）。後見制度支援預金を取り扱う金融機関については、運用開始当初は一部の信用金庫や信用組合に限られていましたが、その後、徐々に増えつつあり、平成31年4月には全国の農業協同組合（JA）において同様の仕組みの後見制度支援貯金の取扱いが始まったほか、令和元年5月以降も、全国に支店を有するメガバンクや、地方銀行を含めた一部の銀行において、後見制度支援預金の取扱いが始まっています。これらの後見制度支援預貯金（支援預金と支援貯金の総称）の取扱金融機関につきましては、次のURLにも一部掲載してありますのでご参照いただくほか、適宜後見センターまでお問い合わせください。

→<http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/gaiyou/index.html#3l>

また、後見制度支援預貯金に係る取引（出金等）をする場合には、あらかじめ裁判所が発行する定型書式での指示書（報告書と一体になったもの）が必要となります。指示書の定型書式については、一部、次のURLに掲載してありますので、ご参照ください（ダウンロードもできます。）。なお、後見制度支援信託の場合と、後見制度支援預貯金の場合とでは、書式の体裁が異なりますので、ご注意ください。

以上につき、立川支部においても、同様の取扱いをしておりますので、ご注意ください。

→(成年後見)http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/koukennin_sennin/index.html#11i

→(未成年後見)http://www.courts.go.jp/tokyo-f/saiban/kokensite/miseinenkoukennin_sennin/index.html#12i

| | 後見制度支援信託 | 後見制度支援預貯金 |
|------------|--|---|
| 対象 | 成年後見と未成年後見 (保佐、補助及び任意後見では不可) | 後見制度支援信託と同じ。 (ただし、未成年後見を対象としない金融機関もあり。) |
| 取扱金融機関 | 信託銀行等 *詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「金融機関一覧」をご覧ください。 | 信用金庫、信用組合、農業協同組合（JA） (詳細は、東京家庭裁判所後見サイトの「信用金庫の一覧」、 「信用組合の一覧」、 「JAの一覧」をご覧ください。) 銀行（メガバンク、地方銀行）の一部 (詳細は、後見センターまでお問い合わせください。) |
| 利用対象財産 | 金銭に限る。 *後見人が手元で管理する金額が、おおむね100万円から500万円程度となるように設定する（後見センターレポート vol.10 [平成28年2月]）。 | 後見制度支援信託と同じ。 |
| 対象財産からの払戻し | 家庭裁判所の指示書を要する。 | 後見制度支援信託と同じ。 |